矢祭町農山漁村再生可能エネルギー協議会規約

令和4年12月22日制定

(名称)

第1条 この協議会は、矢祭町農山漁村再生可能エネルギー協議会(以下「協議会」という) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

(協議)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次号の各号に掲げる事項を協議する。
 - 一 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - 二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発 電設備の整備及び当該整備と併せて推進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関 する協議会の構成員の役割分担
 - 三 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組内容
 - 四 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、 土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関 する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関する事。

(協議会の構成員)

- 第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者又はその代表者が推薦した者をもって構成する。
 - 一 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
 - 二農林漁業者

- 三 農林漁業団体
- 四 関係住民
- 五 学識経験者
- 六 矢祭町
- 七 その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会発足年度の委員 の任期は委嘱の日から令和5年3月31日までとする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会は、必要に応じて、第3条に掲げる事項に係る協議を専門的に検討する組織を設けることができる。
- 5 前項の組織の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(届出)

第5条 委員は、その氏名又は住所(委員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅延なく協議会にその旨を届出なければならない。

(役員の定数及び選任)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - 一 会 長 1名
 - 二 副会長 1名
- 2 前項の役員は、委員の互選により選出する。
- 3 会長、副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、協議会発足年度 の役員の任期は、役員就任の日から令和5年3月31日までとする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議の招集)

- 第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第11条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席委員(代理を含む)の過半数をもって決定するものとする。
- 4 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

- 第12条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに 掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関 する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは公 表しないものとする。

(協議結果の尊重義務)

第13条 会議において協議が調った事項について、委員はその協議結果を尊重しなけれ ばならない。

(事務局)

- 第14条 協議会の業務の適正な執行のため、事務局を置く。
- 2 事務局長は矢祭町事業課長の職にある者をもって充てる。
- 3 協議会の庶務は、事務局長が総括し、産業グループにおいて処理する。

(規約の変更等)

第15条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を得るものとする。

(協議会の解散)

第16条 協議会を解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年12月22日から施行する。
- 2 第10条第1項の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後、最初の協議会は矢祭町長 が招集する。